

もくじ

- 西天竜幹線水路 2
- リポート 令和4年度農地利用状況調査 3
来年7月の農業委員改選に向けて
- どうなる?! 水田活用の直接支払交付金 4
農地の取得に係る下限面積要件が廃止されます ほか

令和4年10月1日発行 南箕輪村農業委員会
発行責任者：会長 高木繁雄
編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
E-mail : nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

南箕輪村役場ホームページ ▶▶▶▶▶
<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp>



35基ある円筒分水工の一つ「神子柴31号」

えんとうぶんすいこうぐん 西天竜幹線水路円筒分水工群

水田には欠かせない貴重な水を、公平に水路に分配できるように考えられたものです。先人の方々の知恵と努力は素晴らしいですね。現代の農業にも脈々と受け継がれています。

(関連記事2ページ)

西天竜幹線水路

南箕輪村の豊かな田園風景は農地を守る農家の皆さんの努力によって保たれています。その水田を耕作するのに欠かせないのが豊富な水です。しかし、この辺り一帯は段丘になっており昔からおおむね平たんではあるものの水利がなく、森林が荒れた桑畑が大半を占めていたようです。江戸時代から、諏訪湖から水を引いて水田を作ろうと考える有識者はいたものの結論が出ませんでした。明治に入ってから本格的に測量が始まり、大正11年から昭和3年にかけて幹線水路の工事が行われ、水路延長約25kmの西天竜幹



村内を流れる西天竜幹線水路

線水路が完成しました。その後昭和14年まで開田工事が行われ、辰野町から伊那市まで1980haの水田と、総延長距離約243kmの支線水路が完成しました。26年の年月を費やし、工事資金や土地の買収など様々な難局を関係官庁と組合の適宜適切な経営で大事業を成し遂げるこゝができたこと、またそのおかげでたくさんのお米が生産され国民生活が豊かになったことは、「鐘水豊物(水を集めて物を豊かにする)」という昭和25年に建てられた記念碑に書かれています。春日街道沿いの箕輪町との境にある大きな記念碑です。(写真左下)

水路問題の救世主

西天竜幹線水路が竣工した当初、開拓された水田は水持ちが悪く、水量が十分に確保できず水争いが絶えなかったと言われています。そこで、円筒分水工を取り入れたことで、水田の面積に応じて決められた穴の数から各水路に正確な比率で水を分配することが可能になりました。多くが円形ですが、地形に合わせて扇型に建設されたものもあります。

円筒分水工は、直径2〜5mの大きさで、幹線から



高さ約8mの巨石で出来た記念碑

先人の願いを後世へ

取水された水は円筒中心部に導かれ、円筒分水槽が均等な水面を作り周壁部に設けた仕切りの数によって公平に各水路へ分配されています。現在は円筒分水工が35基活用されており、この数が日本で一番多いことから、(社)土木学会選奨土木遺産として、平成18年に「西天竜幹線水路円筒分水工群」が登録されました。

現在の受益面積は約950haになっており、その内約半分が南箕輪村の水田となっています。水田はお米を作ることだけでなく、水を貯めることで水害を防ぐ役割もあります。これからも地域の貴重な財産を守る必要がありますが、水田を管理する農業者の高齢化・担い手不足は大きな問題となっていくでしょう。地域

の水保全会など、耕作者以外も有償で水路の草刈り等に携わることもあり、様々な関わり方がありそうです。ですが一番は、私たち農業委員会も村行政や関係機関と協力して、若い元気な農業者が増えていくことを望みます。

記念碑の最後には、「事業が成功しても、それを守っていくことは難しいものです。水を引いて開墾して水田とした業績を生かす責任がこれからの人たちにあり、水が来たことの恩恵を受けるのもこれからの人たちです。これからの人たちは、力を尽くして励み、努力しなければなりません。」とあります。ちょうど100年前の大正11年(1922年)10月に幹線水路の起工式が行われていました。先人の願いを受け継ぎ、後世の食と生活を守る努力を地域皆さんと共有していきたいですね。現在、西天竜幹線水路および支線水路等は「上伊那郡西天竜土地改良区」にて管理されています。

発電にも活用されています

貴重な水を最後まで有効活用しようと、水田で水を必要としない期間は長野県企業局による発電用水として使用されてきました。近年その発電機を大規模改修し、少量の水量でも発電する発電機になり、農繁期も発電されるようになりました。西天竜幹線水路の水は、最終的に伊那市の小沢川へ流しています。

令和4年度農地利用状況調査

農地利用状況調査(通称:農地パトロール)は、農地法第30条に基づく農業委員会の必須業務で、例年8月下旬に行っています。今年度も地区ごとに手分けをして8月23日(火)~26日(金)に実施しました。農地パトロールは、①遊休農地の実態把握、②地域の農地利用の確認、③違反転用の早期発見などに着目しながら、実際に田畑の状況を確認していきます。

調査の当日はときおり小雨の降るあいにくの天気でしたが、昨年に遊休農地と判定された農地が是正されたかどうか確認し、新たに遊休化してしまった農地を見て回りました。調査時点での集計では、遊休農地が村全域で6.6ha(前年比-1.9ha)でした。



草が伸び放題となって手つかずの畑もいくつか見られましたが、耕作される方の体調や生活パターンの変化などで、管理が難しくなってしまうケースもあろうかと思えます。そのような場合は農業委員会事務局までご相談ください。

平日に電話や役場での相談が難しい方のために、年2回ではありますが土日に農地相談会を開催しています。今回は10月23日(日)午前中です。本紙4ページにお知らせを掲載しています。お困りの方はぜひご相談ください。

(報告:農地利用最適化推進委員 渡邊健寛)

来年7月の農業委員改選に向けて

女性農業委員人数30%を目標に

令和5年7月に農業委員・農地利用最適化推進委員が任期満了を迎え、次期農業委員の選任及び農地利用最適化推進委員の委嘱が行われます。

政府の「第5次男女共同参画基本計画」においては、農業委員の占める女性の割合目標として早期に20%、2025年までに30%を目指すことが求められています。

現在、村においては、農業委員11人のうち女性1人(9.1%)、農地利用最適化推進委員4人のうち女性2人で組織されています。

村農業委員会としても、女性農業委員の参画を現在の9.1%から目標値30%となるよう目指して取組みを進めていきます。改選の際には、村民の皆さん、選出に携われる方々のご協力をお願いします。女性の皆さん、ぜひ一緒に活動しましょう!

女性委員を紹介します!

3人の方々は、女性ならではの話しやすさと視点を活かした活躍をされ、活動全体の幅が広がり、地域農業者の良き相談相手としても厚い信頼を受けて活動しています。



菅家美果委員(神子柴区) 農地利用最適化推進委員1期目

りんごやブルーベリーなどを両親と一緒に作っています。委員になってみて、農地のことを考えて耕作している人がたくさんいることがわかりました。20年30年後も同じ景色が見られるといいなあと思います。

酒井文代委員(田畑区) 農地利用最適化推進委員1期目

慣行農業をしつつ、無農薬の野菜作りをしたいと思っています。5アール以下の小さい農地の活用方法を模索中です。村の農地は、村民が守って作っていきけるといいなあと思っています。

後藤幸子委員(大泉区) 農業委員2期目

活動する中で、農業者の方々は日々頑張って耕作されていることを感じます。地産地消で、子供達が村の食材を食べて育ってほしいと思います。

どうなる?! 水田活用の直接支払交付金

近年は、新型コロナウイルスの影響による業務需要の減少や、肥料価格の高騰など、農業者の方々にとっては厳しい経営状態が続いています。そんな中、令和4年度から国の法律が改正され、あぜや水路がなく水張り（水稲の作付け）ができない水田や、今後5年間（令和4年～8年）で一度も水張りを行わなかった水田については、交付金の対象から外す内容が盛り込まれました。

米生産者の方々は、長年に渡り主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め、転作作物への転換に取り組んできました。

今回の改正により、長年協力してきた米生産者の方々の経営に打撃を与えるだけでなく、麦・大豆などの作物の生産面積の激減や、集落営農組織の崩壊、離農

者や遊休荒廃地の増加など、連鎖的な地域農業の衰退につながる恐れもあります。また、令和3年の我が国の食料自給率は、過去最低水準となっており、食料安全保障について今一度見つめ直し、国内産を最優先とした農業政策を行っていく必要があると考えます。こうした点を踏まえて、村や村議会は、交付金の交付対象要件について従来

通りの運用を求めるよう関係機関に要望しています。この政策の動向については、今後も注視していく必要があります。



農地の取得に係る下限面積要件が廃止されます

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月27日に公布され、農地を取得する際に必要となる農地

法第3条の下限面積要件（南箕輪村は耕作面積30㍓）が廃止されることが決まりました。これは、農地を利用しやすくなるための改正です。ただし、改正後においても、下限面積要件以外の次に掲げる

許可基準要件は維持されますので、これ

らを満たす場合のみ農地を取得することができます。

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること
- ② 必要な農作業に常時従事すること（原則年間150日以上）
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと（周辺農地の集約化や水利用への影響）

※法律の施行日は公布の日から1年以内です。随時情報提供していきます。

お知らせ 農地相談会 新規参入相談会

日時 10月23日（日）

午前10時～12時（要予約）

場所 役場1階相談室
（玄関ホール横）

農地に関するこんなお悩みはありませんか。

● 後継者がいないので、農地を貸したい、売りたい…

● 営農規模を拡大したいので、農地を借りたい、買いたい…

● 農業に興味があり、新規参入を考えている… などなど

相談を希望される方は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前に農業委員会事務局までご予約ください。

なお、当日以外でも相談事があれば、地元の委員や農業委員会事務局までご連絡ください。

農業委員会事務局

☎72-2176

（平日午前8時30分

～午後5時15分）



皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりのご感想などをお寄せください。

南箕輪村農業委員会事務局
〒399-1459-2
南箕輪村4825-1
（役場産業課内）

お寄せ頂いたご質問、ご意見、ご感想は、読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

編集 後記

今年の夏は、全国各地で大雨による被害が相次ぐ中、この地域は多雨でしたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。

我が家の畑に目を向けると、野菜は散水などほとんど必要なく、育てやすかったのですが、反面、雑草も生い茂り、機械で除草できないところの草取り作業に追われました。

功罪相半ば？という程度の天候不順でホッとしています。が、これからも大きな被害が発生しないよう祈るばかりです。

（編集委員 唐澤茂）